平成２２年（フ）第５９６号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目60番21号アップルハウス紫原Ⅲ201号
債務者　大門　友幸
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
鹿児島県鹿児島市西紫原町27―10　エスペランサ昌Ⅱ―102、住民票上の住所福岡県大牟田市樋口町５番地１　ネオハイツ大牟田304号
債務者　陣川　憲広
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目41番10号
債務者　下村　　亮
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
鹿児島県鹿児島市皷川町26番３号グリーンハイツ高田103号
債務者　岩本キヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地２成和ビル502号
債務者　大坪　千洋
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
鹿児島県鹿児島市新栄町24番８号ベイサイドマンション402号
債務者　甫木　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
鹿児島県姶良市西餅田1155番地３
債務者　本田　　健
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地―207
債務者　上村　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
鹿児島県姶良郡湧水町川西772番地４　レイルタウンＤ―101、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町川西772番地４
債務者　藤井　博樹
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
鹿児島県霧島市隼人町内山田１丁目９番11号
債務者　厚地利恵子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
鹿児島県姶良郡湧水町北方850番地
債務者　森山　明美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
鹿児島県姶良市西餅田3943番地ソレイユ岩戸201号
債務者　酒井　康雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
鹿児島県姶良市西餅田3943ソレイユ岩戸201、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目17番13号
債務者　坂元　節子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
秋田市高陽幸町２番９号　トピアⅡ405号
債務者　太田　明子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８５号
秋田市八橋三和町７番14号
債務者　斎藤　亮子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路56番地１コーポ富士美302、前住所秋田県鹿角市十和田大湯字五ノ岱53番地６
債務者　湯瀬　勝則
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１３１７号
京都市西京区大枝沓掛町11番地の55
債務者　東條運送こと　東條　**隆**雄
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係